

News Release

令和5年4月実施の生命共済の仕組改訂について 定期生命共済(逡減期間設定型)「みちびき」を新設！ ～ライフステージの変化に応じた万一保障を提供～

J A 共済連（全国共済農業協同組合連合会・代表理事理事長 柳井 二三夫）では、令和5年4月1日に、組合員・利用者の皆さまのニーズに即した保障提供を実現するため、ライフステージの変化に応じた万一保障を確保できる「定期生命共済（逡減期間設定型）『みちびき』」を新設します。

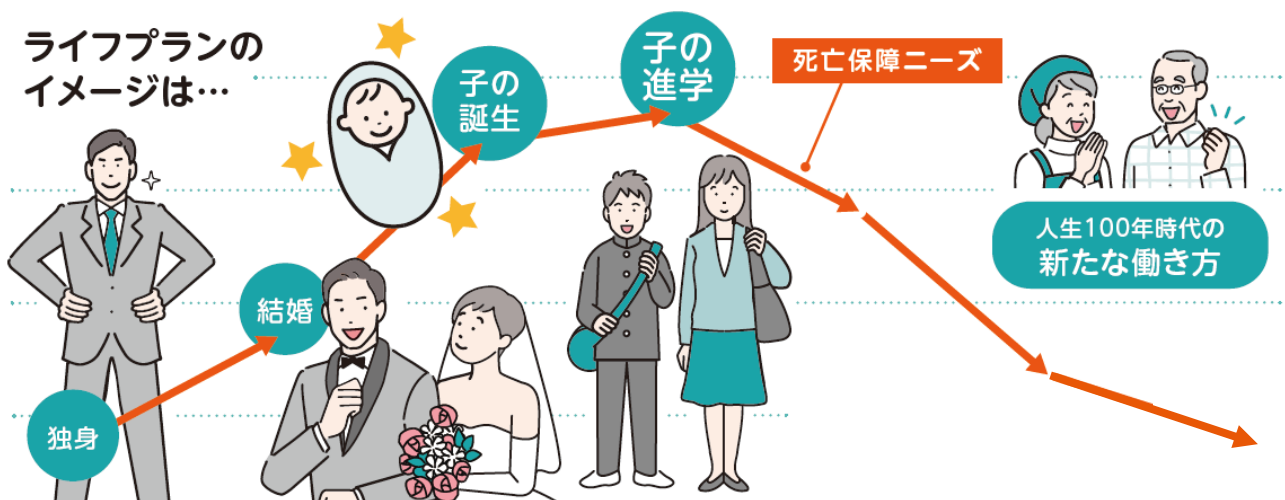
1. 定期生命共済（逡減期間設定型）「みちびき」新設の背景／趣旨

万一の際には、ご自身の葬儀費用だけでなく、遺されたご家族の生活費や教育資金等に対する備えが必要となるため、共済による経済的な備えが大切となります。

また、万一の際に必要な保障金額は、末子が未就学児～小学生の間にピークを迎え、以降はお子さまの成長に沿って減少する傾向にあるため、多様な保障ニーズに対応できる自在性の高い万一保障が必要と考えられます。

このような背景を踏まえ、ライフステージの変化に応じた万一保障を確保できる「定期生命共済（逡減期間設定型）『みちびき』」を新設します。

<ライフステージ別の万一保障の必要額イメージ>



※詳しくは「【参考】ライフステージ別の万一保障の必要額（平均額）」をご覧ください。

2. 保障内容

定期生命共済(通減期間設定型)

みちびき★の特長

① ライフステージの変化に応じて保障金額が逓減します！

一定期間経過後から、毎年所定の割合で保障金額が逓減するため、ライフステージの変化に応じた必要額を確保できます。

② 逓減が開始する時期を任意に設定できます！

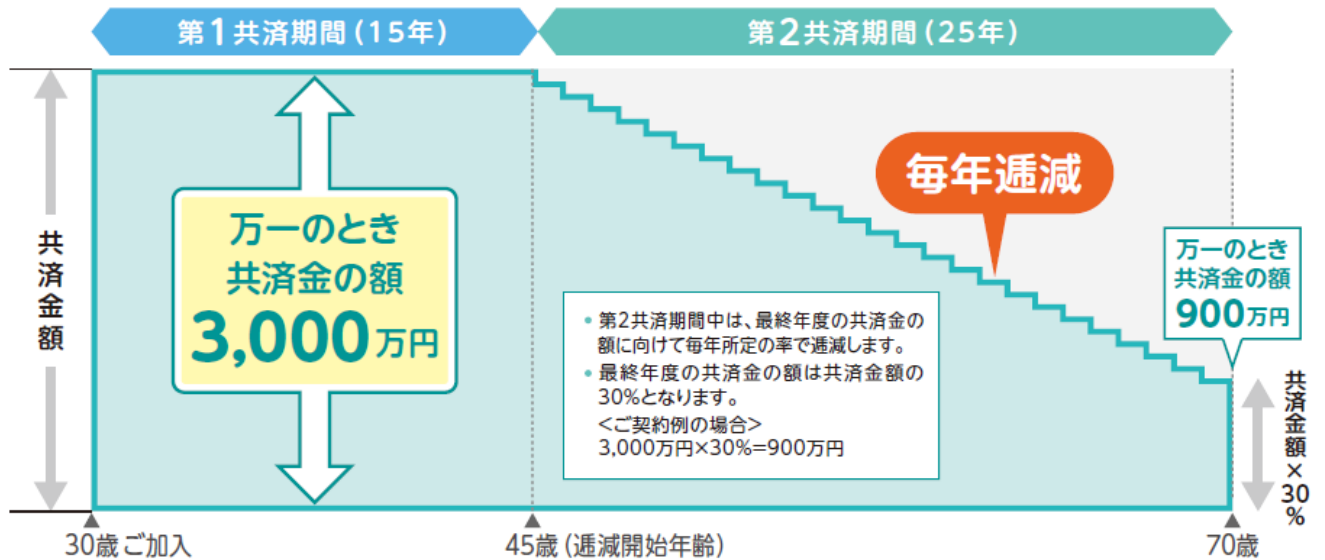
一定の範囲内で逓減が開始する時期を任意に設定できるため、ニーズに応じて自在にプランを設計いただくことができます。

③ 所定の第1級後遺障害の状態や重度要介護状態も保障します！

お亡くなりになられた際だけでなく、所定の第1級後遺障害の状態や、重度要介護状態になられた際にも保障します。

<仕組イメージ図>

ご契約例：加入年齢 30 歳、共済金額 3,000 万円、共済期間 70 歳満了、逓減開始年齢 45 歳



※1 第1共済期間は、契約日から逓減開始年齢に達する日の属する共済年度の末日までとなります。

※2 第2共済期間は、逓減開始年齢に達する日の属する共済年度の翌共済年度の初日から共済期間の満了日までとなります。

※3 逓減開始年齢は、第1共済期間が1年以上、第2共済期間が9年以上となる範囲内でご契約時に設定いただきます。

<保障内容（共済金）の概要>

共済金の種類	お支払いする場合	お支払いする共済金の額	共済金受取人
死亡共済金	被共済者が責任開始時以後第1共済期間内に死亡されたとき	共済金額と同額	死亡共済金受取人
	被共済者が第2共済期間内に死亡されたとき	共済金額に次の率 ^{※1} を乗じて得た額 $1 - \frac{0.7}{\text{第2共済期間の年数}} \times \text{第2共済期間の経過年数}^{\text{※2}}$	
後遺障害共済金	被共済者が責任開始時以後に生じた疾病または傷害により、第1共済期間内に第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたとき	共済金額と同額	被共済者
	被共済者が責任開始時以後に生じた疾病または傷害により、第2共済期間内に第1級後遺障害の状態または重度要介護状態になられたとき	共済金額に次の率を乗じて得た額 $1 - \frac{0.7}{\text{第2共済期間の年数}} \times \text{第2共済期間の経過年数}$	

※1 小数点以下第2位未満の端数がある場合は、小数点以下第3位を四捨五入します。以下この表において同じとします。

※2 第2共済期間の初日からその日を含めて死亡共済金または後遺障害共済金の支払事由が発生した日までの年数とし、1年未満の端数は切り上げます。以下この表において同じとします。

3. 取扱条件

加入年齢	15歳～65歳
共済期間	60歳～80歳満了（5歳刻み）
共済金額	200万円から100万円単位 [※]
付加できる特約	災害給付特約・災害死亡割増特約・特定損傷特約・生前給付特約・共済年金支払特約・特別条件特約・指定代理請求特約

※ 最高限度額は加入年齢等の条件に応じて定められています。

4. 共済掛金例

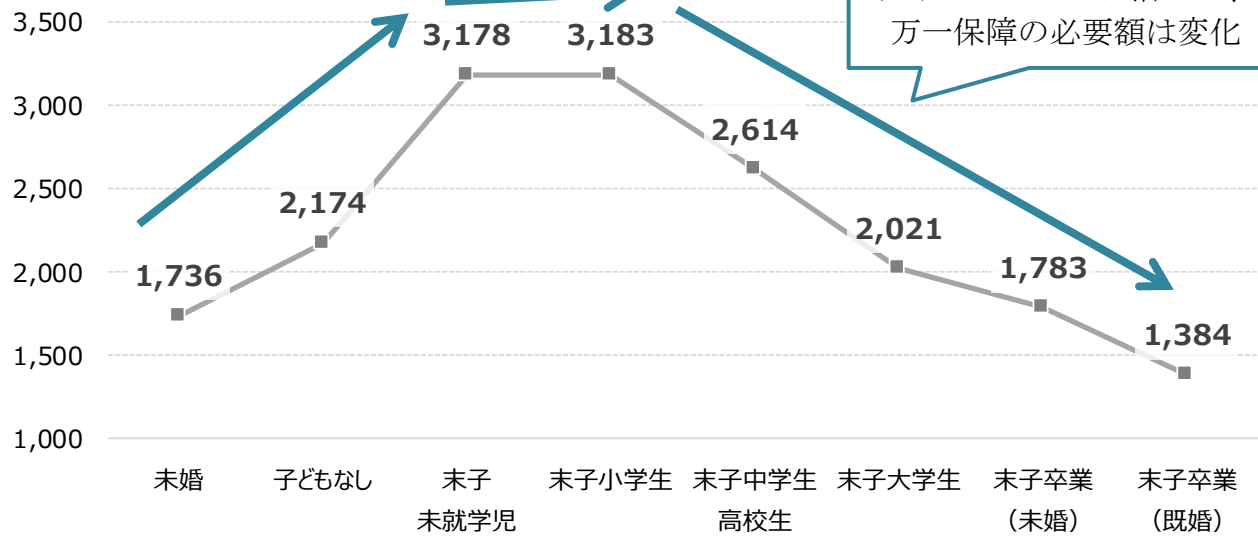
加入年齢 : 30歳
 共済金額 : 3,000万円
 共済期間 : 70歳満了
 逡減開始年齢 : 45歳

月払い、口座振替扱い、高額契約掛金優遇制度適用

男性	女性
8,808円	5,208円

【参考】ライフステージ別の万一保障の必要額（平均額）

(単位：万円)



ライフステージに沿って、
万一保障の必要額は変化

※ 生命保険文化センター「令和元年度 生活保障に関する調査」より作成

以 上